

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案新旧対照表

○ 基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）

（傍線部分は変更部分）

変更案	現行
<p>第1 総則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>中波放送について、外国波による混信対策、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。）</u>のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>テレビジョン放送（地上系）を行う3W以下の中継局（移動受信地上基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に規定する移動受信地上基幹放送をいう。）を行うものを除く。）</u></p> <p>5 <u>移動受信地上基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は次のものとする。</u></p> <p>97MHz(註)</p>	<p>第1 総則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>5 <u>マルチメディア放送（移動受信地上基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に規定する移動受信地上基幹放送をいう。）に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数は次のものとする。</u></p>

101. 285714MHz

105. 571429MHz

207. 5MHz以上222MHz以下の周波数

註] 97MHzの周波数の電波の使用は、101.285714MHz又は105.571429MHzの周波数の電波を使用する放送局を開設する際に、混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合に限る。

6 多重放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、基幹放送普及計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その基幹放送局が設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の周波数等と同一のものとする。

7～10 （略）

11 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。

(1)・(2) （略）

(3) 超短波放送（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）

ア・イ （略）

第2～第7 （略）

207. 5MHz以上222MHz以下の周波数

6 多重放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、基幹放送普及計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その基幹放送局が設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の周波数等と同一のものとする。

7～10 （略）

11 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。

(1)・(2) （略）

(3) 超短波放送（地上系）

ア・イ （略）

第2～第7 （略）